

令和3年9月10日

緊急事態宣言の延長に伴う江南商工会議所の業務対応について

江南商工会議所

9月9日、政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づき、「緊急事態宣言」が8月27日から9月12日までの期間、発令されていましたが、発令中の緊急事態宣言の期限を9月30日まで延長すると決定しました。

この緊急事態宣言の発令並びに、知事からの要請を踏まえ、また、日本商工会議所の対応も踏まえ、当所では、引き続き、以下の対応をとることといたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対応期間 ～令和3年9月30日（木）

※上記期間内であっても、感染状況等に応じて対応方針を変更する可能性があります。

2. 事業の実施について

(1) 会議

議員総会・常議員会等、議件に審議事項のあるものについては、原則、開催しますが、会議時間の短縮や会議規模の縮小を行います。

※目安：会議時間は1時間以下、人数は使用する会場の定員数の半分以内

(2) セミナー、講演会等

リアルで行う事業をオンラインに切り替えたり、そのままリアル開催した方が効果的なものは感染対策を更に徹底してリアル開催（規模縮小など）するなど、工夫して実施します。

<開催の際の留意事項>①～④の徹底をお願いします。

①咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただきます。

（会場受付にて検温をお願いします。）

②会場での手指消毒の徹底をお願いします（会場受付に消毒液を設置）。

③参加者にはマスクの着用をお願いします。

④会議所職員はマスクを着用し、業務に従事します。

3. 職員の出勤等について

(1) 出勤について

・当所の勤務体制は、通常どおり業務を行います。

新型コロナウイルス等に関する経営相談について、研修室等会議室で十分に換気を行い、手洗い、手消毒、マスク着用のうえ、感染防止策の対応をし、その相手先がわかるようにしておきます。

・就業時間は、通常どおり8時30分から17時15分までとし、残業はしない。

※ただし、上司の許可を得た者はのぞく。

・職員本人が、当日37.5度以上の熱がある場合は、出勤を見合わせ、自宅待機させます。

また、同居する家族で、37.5度以上の熱が発生し、新型コロナウイルスの疑いがある場合、上司へ報告させます。その家族に新型コロナウイルスが判明した場合、濃厚接触者となるため、ただちに出勤を停止し、自宅待機させます。

また、職員は出勤後ただちに、検温を実施し、検温表に記録します。

・少しでも体調が良くないと感じた場合は、出勤前に検温をするなど、体調管理を徹底します。

- (2) 出張は原則禁止とします。ただし、事務局長が許可した事業はのぞく。
※許可の目安 愛知県連、尾張五市商工会議所等が主催する県内の出張
- (3) 外出は業務上必要な場合を除いて、巡回等は極力控えます。

4. その他

- (1) 懇親会（プライベート含む）は禁止。
(2) 海外への渡航（プライベート含む）、東海3県以外への旅行は禁止。
(3) 接客について

- ・ 来客対応や打合せをする場合は、検温を実施したあと、来客者に来訪者受付票を記入してもらう。研修室等会議室で十分に換気を行い、手洗い、手消毒、マスク着用の上、感染防止策の対応をする。または、電話かメールを活用し、感染防止に努めます。
- ・ 一般客が来所された場合も相手先がわかるようにしておきます。
(当所で準備する来訪者受付票に必要事項を記入してもらう)

(4) 会館貸出について

- ・ 9月30日（木）まで、夜間・土日・祝日は貸出を原則中止。
ただし、事務局長が許可したものはのぞく。
- ※事前にこの期間内を予約されていた場合、キャンセルされた場合は、キャンセル料はなしで対応します。
- ・ 貸出については、コロナウイルス感染症対策（アルコール手指消毒、マスク着用、人数制限等）が使用者の責任において行われるのかを確認したうえで許可します。ただし、商工会議所や市の関係、定期貸出使用団体のみで新規の貸出はしない。

- (5) 新型コロナ対策情報は、適宜ホームページ等にて周知していきます
(6) 手洗い、手消毒の徹底、マスク着用等、個人での感染防止策に努めます。